

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和4年2月14日

【四半期会計期間】 第72期第3四半期(自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 脇田 智明

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理業務部長

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2232

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理業務部長

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第71期 第3四半期累計期間	第72期 第3四半期累計期間	第71期
	自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日	自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
売上高 (千円)	6,433,839	12,178,753	10,042,814
経常損失 () (千円)	309,953	2,791,102	816,513
当期純損失 () 又は四半期純損失 () (千円)	494,230	2,949,450	3,270,081
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	15,552	14,925	18,795
資本金 (千円)	840,687	840,687	840,687
発行済株式総数 (株)	650,000	650,000	650,000
純資産額 (千円)	5,881,889	47,027	3,109,903
総資産額 (千円)	10,282,278	9,661,248	10,412,680
1株当たり当期純損失 () 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	783.55	4,676.80	5,184.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	150.00
自己資本比率 (%)	57.2	0.5	29.9

回次 会計期間	第71期 第3四半期会計期間	第72期 第3四半期会計期間
	自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日	自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日
1株当たり四半期純損失 () (円)	352.26	996.48

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度における主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 令和3年3月期の1株当たり配当額150円には、創業110周年・創立70周年並びに株式上場20周年記念配当30円を含んでおります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度において、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上致しました。また、同案件のコスト増の影響により、当第3四半期累計期間においても営業損失2,894,271千円、経常損失2,791,102千円、四半期純損失2,949,450千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加致しました。当該損失計上及び借入金増加により、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

(1) 収益力の改善

前事業年度及び当第3四半期の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上の拡大と利益の上積みによって更なる改善を目指してまいります。

(2) 長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財務状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、その進捗が取引金融機関による融資の判断にも影響することから、今後、関係者との協議を進めてまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における北海道経済は、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により引き続き厳しい状況にありますが、ワクチンや治療薬の普及により令和4年以降は経済活動が正常化に向かう事が予想されます。しかしながら、民間設備投資の増加、個人消費や観光、住宅建設に持ち直しの動きがみられるものの、公共工事は減少、生産活動や雇用情勢に弱い動きがみられるなど、依然として不透明感が強く、今後の経済動向を注視していく必要が生じております。

このような環境のもと、当第3四半期累計期間の売上高は12,178,753千円で、公共工事、民間工事、太陽光案件の売上計上額の増加などにより、前年同期と比較して5,744,913千円の増収となりました。

しかしながら、売上高は増加したものの、損益につきましては、太陽光案件における土木工事費用等の工事原価総額が増加したため、工事損失引当金繰入額814,150千円の計上等により損失額が大幅に増加し経常損失は2,791,102千円（前年同期は309,953千円の経常損失）、四半期純損失は2,949,450千円（前年同期は494,230千円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<屋内配線工事>

公共工事、民間工事共に増加となっている事に加え、太陽光発電設備事業の工事進行基準による完成計上の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は8,387,728千円となり、前年同期比4,605,012千円(121.7%)の増収となりました。

<電力関連工事>

地中線工事及び発変電工事の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は2,871,356千円となり、前年同期比1,121,204千円(64.1%)の増収となりました。

<F A 住宅環境設備機器>

F A 機器物件の減少により、当第3四半期累計期間の売上高は711,431千円となり、前年同期比32,991千円(4.4%)の減収となりました。

<産業設備機器>

設備機器物件の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は208,237千円となり、前年同期比51,687千円(33.0%)の増収となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末比751,431千円(7.2%)減少の9,661,248千円となりました。

流動資産は、前事業年度末比747,709千円(8.3%)減少の8,232,058千円となりました。

これは主に受取手形・完成工事未収入金等が1,422,057千円増加したものの、現金預金が1,679,550千円、未成工事支出金が828,558千円減少したこと等によるものです。

固定資産合計は、前事業年度末比3,721千円(0.3%)減少の1,429,190千円となりました。

(負債)

負債合計は、前事業年度末比2,311,444千円(31.7%)増加の9,614,221千円となりました。

これは主に工事補償損失引当金が2,192,049千円、未成工事受入金が1,527,901千円減少したものの、短期借入金が3,700,000千円、支払手形及び買掛金が1,071,105千円、工事損失引当金が707,516千円、工事未払金が616,219千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末比3,062,876千円(98.5%)減少の47,027千円となりました。

この結果、自己資本比率は0.5%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について記載すべき事項はありません。

(6) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,280,000
計	2,280,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年12月31日)	提出日現在発行数(株) (令和4年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	650,000	650,000	札幌証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	650,000	650,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年10月1日～ 令和3年12月31日		650,000		840,687		687,087

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(令和3年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 627,200	6,272	
単元未満株式	普通株式 3,500		
発行済株式総数	650,000		
総株主の議決権		6,272	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式45株が含まれております。

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 北弘電社	札幌市中央区 北11条西23丁目2-10	19,300		19,300	2.97
計		19,300		19,300	2.97

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役常務 管理統括室長	代表取締役常務 経営企画本部長	渡 邊 純	令和3年7月1日
取締役 電力統括 兼 経営戦略室副室長	取締役 電力事業本部長	馬 淵 直 樹	令和3年7月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(令和3年10月1日から令和3年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和3年4月1日から令和3年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,464,267	784,716
受取手形・完成工事未収入金等	-	1、2 5,793,055
受取手形及び売掛金	1、2 492,810	-
完成工事未収入金	3,878,186	-
商品	16,666	119,491
未成工事支出金	933,484	104,925
材料貯蔵品	856,170	796,477
その他	340,682	635,891
貸倒引当金	2,500	2,500
流動資産合計	8,979,768	8,232,058
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物(純額)	448,832	443,786
その他(純額)	421,510	406,757
有形固定資産合計	870,342	850,543
無形固定資産		
投資その他の資産	103,945	82,712
投資その他の資産		
投資有価証券	357,111	326,399
その他	133,295	201,317
貸倒引当金	31,783	31,783
投資その他の資産合計	458,623	495,934
固定資産合計	1,432,911	1,429,190
資産合計	10,412,680	9,661,248
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	943,613	2,014,719
工事未払金	606,307	1,222,526
短期借入金	-	3,700,000
未払金	305,570	277,143
未払法人税等	75,914	17,495
未成工事受入金	1,654,814	126,913
賞与引当金	99,872	49,401
工事損失引当金	526,581	1,234,098
工事補償損失引当金	2,292,561	100,512
その他	85,934	166,570
流動負債合計	6,591,171	8,909,381
固定負債		
退職給付引当金	560,111	595,068
役員退職慰労引当金	63,200	46,100
その他	88,295	63,672
固定負債合計	711,606	704,840
負債合計	7,302,777	9,614,221

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和3年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	840,687	840,687
資本剰余金	687,108	687,108
利益剰余金	1,566,920	1,473,884
自己株式	30,136	30,136
株主資本合計	3,064,579	23,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45,323	23,252
評価・換算差額等合計	45,323	23,252
純資産合計	3,109,903	47,027
負債純資産合計	10,412,680	9,661,248

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和3年4月1日 至令和3年12月31日)
売上高		
完成工事高	5,532,867	11,259,084
商品売上高	900,972	919,669
売上高合計	1 6,433,839	1 12,178,753
売上原価		
完成工事原価	4,983,215	13,533,105
商品売上原価	726,940	716,963
売上原価合計	5,710,155	14,250,068
売上総利益		
完成工事総利益又は完成工事総損失()	549,652	2,274,020
商品売上総利益	174,031	202,705
売上総利益又は売上総損失()	723,684	2,071,315
販売費及び一般管理費	1,077,675	822,956
営業損失()	353,991	2,894,271
営業外収益		
受取利息	1,284	1,392
受取配当金	20,073	97,258
保険解約返戻金	19,071	1,177
その他	5,060	8,235
営業外収益合計	45,490	108,064
営業外費用		
支払利息	1,453	4,895
その他	0	0
営業外費用合計	1,453	4,895
経常損失()	309,953	2,791,102
特別利益		
工事補償損失引当金戻入額	-	2 148,281
固定資産売却益	-	16,485
特別利益合計	-	164,767
特別損失		
固定資産除却損	516	-
過年度決算訂正関連費用	-	3 316,391
投資有価証券評価損	36,030	-
特別損失合計	36,547	316,391
税引前四半期純損失()	346,501	2,942,726
法人税等	147,729	6,723
四半期純損失()	494,230	2,949,450

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度において、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上致しました。また、同案件のコスト増の影響により、当第3四半期累計期間においても営業損失2,894,271千円、経常損失2,791,102千円、四半期純損失2,949,450千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加致しました。当該損失計上及び借入金増加により、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

(1) 収益力の改善

前事業年度及び当第3四半期の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上拡大と利益の上積みによって更なる改善を目指してまいります。

(2) 長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財務状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、その進捗が取引金融機関による融資の判断にも影響することから、今後、関係者との協議を進めてまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

(会計方針の変更等)

当第3四半期累計期間
(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

加えて、当社が代理人として関与したと判定される商品売上について、総額で収益認識する方法によっておりましたが、純額で収益認識する方法に変更しております。

また、現在進行中の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事におきまして、天候悪化、軟弱地盤対策、地中障害対策等で土木工事の遅延が発生しており、令和4年5月の竣工予定日に工事が完了しない見込みとなりました。このため、工事請負契約に基づく補償見込額を工事収益総額から減額し、進捗度を見積もっています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高が659百万円、売上原価が844百万円、営業損失及び経常損失が185百万円それぞれ増加し、特別損失が452百万円、税引前四半期純損失が267百万円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の期首残高は、3百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」「完成工事未収入金」は、第1四半期会計期間より「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示することとしております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)	
税金費用の計算	<p>当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合は、法定実効税率を使用する方法によっております。</p>

(追加情報)

当第3四半期累計期間
(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症拡大は、昨年度から引き続き、依然として経済・社会活動に大きな影響を及ぼしております。

当社では、一部現場において資材の納品遅れ等があったものの、工事の中止や大幅な遅延に繋がるような事象はなく、工事及び商品売上に与える影響は極めて僅少であります。このような状況の下、現時点で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

減少傾向にあった新型コロナウイルス感染症は新たな変異株の発生等により、感染再拡大の傾向にあります。ワクチンや治療薬の普及により、令和4年以降は経済活動が正常化に向かう事が予想されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の経済環境の変化等により工事の休止や資材の納品遅れ等が発生した場合は、翌事業年度の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、前事業年度有価証券報告書で記載した内容から重要な変更はありません。

(高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件)

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件について、工事原価総額の見積りを見直したところ、損失が発生することが見込まれ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月17日付で特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

令和3年10月15日に、特別調査委員会から調査報告書を受領しており、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価総額の見積りに反映されていなかったことが判明しました。

このため、高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事については、工事開始時より工事進行基準を適用していましたが、前事業年度の第3四半期会計期間以降、工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、前事業年度の第3四半期会計期間より工事完成基準に変更しました。

当事業年度は「収益認識に関する会計基準」を当第1四半期会計期間の期首から適用し、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 手形裏書譲渡高

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和3年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	104,390千円	44,039千円

2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和3年12月31日)
受取手形	千円	2,167千円

(四半期損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

前第3四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

当社の売上高は、主たる設備工事業において、契約により工事の完成引渡し第4四半期会計期間に集中しているため、第1四半期会計期間から第3四半期会計期間における売上高に比べ、第4四半期会計期間の売上高は著しく多くなるといった季節的変動があります。

2 工事補償損失引当金戻入額

小形風力発電機の取扱い終了に伴い、発電事業者様への補償額等を見積り計上しておりました引当金の一部について、発電事業者様との合意が成立したこと等に伴い、確定額との差額を戻し入れたものであります。

3 過年度決算訂正関連費用

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件の過去の会計処理の誤りの可能性について、特別調査委員会を設置し、同委員会の調査結果により判明した事実を反映して過年度の決算の訂正を行い、令和3年10月27日に有価証券報告書の訂正報告書を北海道財務局長に提出いたしました。

その結果、当該訂正に伴い令和3年12月末までに発生した訂正監査報酬、特別調査委員会による調査費用、訂正開示書類作成支援費用等316,391千円を特別損失に過年度決算訂正関連費用として計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
減価償却費	51,773千円	53,271千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	75,692	120	令和2年3月31日	令和2年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	94,598	150	令和3年3月31日	令和3年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和3年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	8,000千円	8,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	119,932千円	46,258千円
	前第3四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	15,552千円	14,925千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,782,715	1,750,151	744,422	156,549	6,433,839	-	6,433,839
セグメント間の内部売上 高 又は振替高	115	382	933,395	115,482	1,049,375	1,049,375	-
計	3,782,830	1,750,534	1,677,818	272,032	7,483,215	1,049,375	6,433,839
セグメント利益	316,538	233,113	149,429	24,602	723,684	-	723,684

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第3四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	8,387,728	2,871,356	711,431	208,237	12,178,753	-	12,178,753
セグメント間の内部売上高 又は振替高	584	43,576	231,701	118,095	393,958	393,958	-
計	8,388,312	2,914,933	943,132	326,333	12,572,711	393,958	12,178,753
セグメント利益 又はセグメント損失()	2,729,467	455,446	157,302	45,402	2,071,315	-	2,071,315

(注) セグメント利益又はセグメント損失()の合計額は、四半期損益計算書の売上総損失と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	屋内配線工事	電力関連工事	F A住宅環境設備 機器	産業設備機器	計
官民別					
官公庁	1,180,726	2,230	410	10,970	1,194,336
民間	7,207,002	2,869,126	711,021	197,267	10,984,417
計	8,387,728	2,871,356	711,431	208,237	12,178,753
収益認識の時期					
一時点で移転される財	654,452	355,014	700,168	208,237	1,917,872
一定期間にわたり移転 されるサービス	7,733,276	2,516,341	11,262	-	10,260,880
計	8,387,728	2,871,356	711,431	208,237	12,178,753

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	783円55銭	4,676円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	494,230	2,949,450
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	494,230	2,949,450
普通株式の期中平均株式数(株)	630,754	630,655

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年2月14日

株式会社北弘電社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 黒 英 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 本 岳 志

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北弘電社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の第3四半期会計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期財務諸表に及ぼす影響及び比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北弘電社の令和3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

追加情報の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件に記載のとおり、会社は当該工事の開始時より工事進行基準を適用していたが、前事業年度の第3四半期会計期間以降、当該工事の工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、工事完成基準に変更している。一方、会社は当該工事原価総額に基づき工事損失引当金の計上の要否について検討を行っている。

当監査法人は前第3四半期会計期間末及び前事業年度末において、工事原価総額の見積りに関する適切な情報を入手することができず、当該工事に係る工事損失引当金の修正の要否について判断することができなかった。

したがって、前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表に対して限定付結論を表明し、前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

また、会計方針の変更等に記載のとおり、会社は当事業年度の第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しているが、当該期首時点における工事原価総額の見積りに関する適切な情報を入手することができず、当事業年度の第3四半期累計期間における完成工事高11,259,084千円及び工事損失引当金繰入額814,150千円等の金額の修正の要否について判断することができなかった。

当該事項は、当事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表のうち、上記のとおり第3四半期累計期間に計上された完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に影響するとともに、四半期貸借対照表のうち工事損失引当金等の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるが、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、これらの影響は限定的である。

したがって、四半期財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した。また、同案件のコスト増の影響により、当第3四半期累計期間においても営業損失2,894,271千円、経常損失2,791,102千円、四半期純損失2,949,450千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加した。当該損失計上及び借入金増加により、会社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。